

令和元年度

津市の農業振興に関する提言

津市農業委員会

津市農業委員会は、平成28年4月の農業委員会等に関する法律の一部改正の施行と同時に新制度に移行し、本市の農業の維持・発展に寄与できるよう、法令に基づく農業委員会の権限事項に加え、農地等の利用の最適化の推進に取り組んでまいりました。

本年度は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選となった節目の年として、これまで当委員会で実施してきた3年間の活動を総括しながら、農地等の利用の最適化の推進に係る課題や成果を踏まえ、遊休農地の発生防止・解消を最重要課題と位置づけながら、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進にも積極的に取り組むこととしております。

つきましては、これらの取り組みをより実効性あるものとするため、農業委員会等に関する法律第38条第1項の農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出として、次のとおり提言させていただきます。

今後の本市の農業振興に係る施策の推進にあたり、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年11月1日

津市長 前葉泰幸様

津市農業委員会

会長 守山孝之



1 はじめに

農業委員会では、本提言書をとりまとめるにあたり、現場の意見を広く汲み取るために、令和元年6月から7月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見を聴取いたしました。

具体的には、農地等の利用の最適化の推進に係る施策の柱である「農地利用集積（担い手等への農地利用集積・集約化）」、「遊休農地対策（遊休農地の発生防止・解消）」、「担い手対策（新規就農・新規参入への支援）」、「農地利用最適化推進につながるその他の改善」の4項目について、記名方式にて回答を求めたところです。

その結果、

- ① 農地利用集積（担い手等への農地利用集積・集約化）・・・73人
- ② 遊休農地対策（遊休農地の発生防止・解消）・・・75人
- ③ 担い手対策（新規就農・新規参入への支援）・・・70人
- ④ 農地利用最適化推進につながるその他の改善・・・49人

合計78人から意見が寄せられました。

本提言書の作成にあたっては、各委員から寄せられた意見をもとに、7月に市内13ブロックで開催した地域別事業推進会議、地域代表委員参加のもと8月に開催した事業推進会議において協議した内容を踏まえ、上記4項目に沿って提言内容を取りまとめたものです。

2 農地等の利用の最適化の推進に関する項目別提言

(1) 担い手等への農地利用集積・集約化について

本市における担い手等への農地の利用集積・集約化の進捗状況は、平成30年度末現在で集積率が43.4%、前年度と比べ4.9%の増加で、三重県の集積率37.9%と比べて若干高くなっています。

農業者の高齢化や後継者不足などにより、離農者の増加に歯止めがかからず、担い手等へ農地集積・集約化を進めることは、今後の農業を維持していくうえで重要かつ喫緊の課題となっています。

現在、効率性の高い優良農地から利用集積が進んでおりますが、今後は効率性の低い農地にシフトしていくこととなり、三重県が目標値として掲げる令和5年度で集積率70%の達成は決して容易ではなく、地域（地区）の実情に即したきめ細かな対応が求められています。

このような状況を踏まえ、担い手等への農地利用の集積・集約化をより一層推進していくため、農業委員会として次のとおり提言します。

① 人・農地プランの実質化の推進

高齢化や後継者不足により農業者が減少するなか、食糧の安定供給という重要な役割を持つ農業を引き続き維持していくためには、地域（地区）における農業の将来像を描きながら、その地域の実情に即した取り組みを進めていく必要があります。

今回の農地バンク法の改正により、担い手への農地利用の集積・集約化をより一層加速するため、国において「人・農地プランの実質化」に向けた具体的な進め方とスケジュールが示されており、各市町村においても既存プランの見極めをはじめ、工程表の作成・公表、アンケートや地域（地区）での話し合いを通じて具体化していくこととなります。

つきましては、本市においても「人・農地プランの実質化」の取り組みが

具体的に進められるよう、地域（地区）への働き掛けなど積極的に取り組んでいただきたい。

② 担い手等への総合的な支援の充実

現在の担い手農業者についても高齢化や後継者不足という現実に直面しており、農地の利用集積をさらに進めるためには規模の拡大が必要となるものの限界があり、将来にわたる受け皿の体制整備と安定した経営基盤の確保が求められています。

つきましては、農地の利用集積をさらに進めていくため、営農規模の拡大等に必要となる農業用機械の購入や設備の設置に対する補助、人材育成と雇用に対する補助、安定的な経営に資する法人化に対する補助など、総合的な支援をしていただきたい。

③ 基盤整備による受入環境の整備

多くの地域（地区）では、経年劣化等により用水路などの農業用施設の老朽化が著しく、担い手への農地の利用集積を進めるためには、既存施設の修繕やパイプライン化などの新たな改良工事により、作業の効率化を図ることが必要となっています。

一方で、利用集積が進むにつれて土地持ち非農家が増加し、工事に対する地元負担金への理解が得られず、整備が進まない状況も見られています。

このことから、農業用施設の修繕や改良工事にかかる地元負担なしで取り組める制度への抜本的な見直し、整備等に必要な予算を十分確保するとともに、担い手に利用集積する際に負担となっている維持管理の省力化につながる地域（地区）での取り組みに対し、柔軟かつ積極的に支援していただきたい。

また、既に地元負担がなく基盤整備が可能となる「農地中間管理機構関連農地整備事業」についても、実施を検討している地域（地区）もあることか

ら、事業の採択に向け積極的に支援していただきたい。

(2) 遊休農地の発生防止・解消について

本市における遊休農地の発生状況は、平成28年度末で2,300件、面積が約153ヘクタール、平成30年度末で2,359件、面積が約151ヘクタールで、過去2年間で面積が約2ヘクタールの減少に留まっており、今後も営農条件が不利な農地を中心に遊休農地の増加が懸念されます。

農業委員会では、農地利用最適化推進委員が中心となり、担当地区の農地のパトロールによる利用状況の把握や農家からの相談など、日常的活動を通じて遊休農地の早期発見に努めるとともに、農地の適正管理の指導、農地の利用集積による利活用など、農業委員と連携協力のもと遊休農地の発生の未然防止と解消に取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、遊休農地の発生防止・解消の観点から、農業委員会として次のとおり提言します。

① 農地の将来ビジョンの確立と利用

担い手への農地の利用集積を効果的に実現し、優良な農地をしっかりと守っていくためには、引き続き農地として活用する区域、農地としての活用に適さない区域など、その特性を踏まえて整理していく必要があります。

このことから、本市における農地に対する将来ビジョンを確立しながら、農地の位置づけの明確化と適正利用のあり方について検討いただきたい。

また、現在進められている「農業振興地域整備計画」の特別管理（総合見直し）についても、農用地区域の設定基準や編入・除外に係る基本方針に従い、公正かつ適正な見直しを進められたい。

② 獣害対策のさらなる充実

遊休農地の発生の要因となる獣害については、集団及び個々の防護柵の設

置に対する補助や獣の個体数の調整のための捕獲などに取り組んでいただいております。

農業者からの情報では、近年小動物による被害も多くなってきており、本市では猪や鹿などの駆除に加え、本年度から小動物の駆除に対する助成制度も創設していただいたところです。

つきましては、小動物の駆除等を通じて実態を把握いただきながら、今後も小動物による農作物への被害が減少できるよう、引き続き地域（地区）に対する制度の周知と対策の充実を進められたい。

③ 小規模（家族）農業や後継者育成への支援の充実

担い手への農地の利用集積が進められる一方で、地域（地区）で小規模（家族）農業を営む農業者があり、集落の一員として担い手が引き受けられない耕作条件が不利な農地を守り続けています。

これらの小規模（家族）農業者には高齢者が多く後継者もいないことから、農業用機械の買替えなど多額の費用負担の発生が原因で離農する傾向があり、農地の遊休化につながります。

このため、小規模（家族）農業者が引き続き耕作ができるよう、農業用機械の購入への補助やリースによる貸与、また後継者が親から農業を引き継ぐ際の助成など、きめ細かく支援していただきたい。

（3）新規就農・新規参入への支援について

本市における認定新規就農者の状況は、平成29年度が3人、平成30年度が4人で、近年の傾向では3～5名程度で推移しています。

現在、農業者の減少に歯止めがかからないなか、農地の受け皿となっている認定農業者や集落営農組織などの担い手も後継者不足などにより、将来にわたり農業を支える人材の確保と育成が急務となっています。

しかしながら農業現場の現状は、農地の確保が容易でないことや農業機械の取得などの設備投資に多額の費用を要するなど、新規参入に対するリスクが少なくなく、地域の農業者として成長するための様々なサポートが必要となります。

このような状況を踏まえ、新規就農・新規参入への支援について、農業委員会として次のとおり提言します。

① 新規就農・新規参入への支援

新たに農業に参入するためには、営農のための農地・農業用施設・農業用機械の確保が必要となり、安定した農業経営を行うためには初期投資や販路開拓など、資金面でのリスクを中心に克服していかなければなりません。

本市においても担い手が不足する地域（地区）が多くあることから、若い担い手を必要とする地域（地区）と新規就農者とがエリア内で協定を締結した場合、農協などで組織した機械管理組織が国、市の補助により取得した機械を無償でリースし、さらに農協等の施設を無料で利用することができるなど、市と農協とが連携して具体的な対策を検討していただきたい。

仮にこのような仕組みができれば、農業次世代人材投資資金との組み合わせにより、新規就農者にとっても魅力的で、地域にとっても新規就農者の確保につながることから、地域（地区）農業の維持が期待できます。

② 魅力ある特産品の開発と販路の拡大

先進地を視察した際、特産品の開発や販路の開拓など農協の手厚い支援のもと、儲かる農業の実践により若者が農業に活き活きと取り組んでいる姿が見られました。

先進地と同様に若者が農業に興味・関心が持てるよう、市、農業者、県の普及員、農協などが一体となり、地域（地区）に適した特産品の開発、品質管理などの営農指導、生産物の販路の拡大など、それぞれの役割を發揮しな

がら魅力ある農業につながる取り組みを実践していただきたい。

また、地域（地区）でとれた農産物や市内の特産品を民間の小売店舗などで直接販売する事例も増えつつあり、農業者が収入を確保する有効な手段として販路の拡大に取り組まれたい。

③ 民間企業や福祉事業所の誘致の促進

高齢化や後継者不足により農業者が減少している状況のなか、民間企業や福祉事業所等が新たに農業に参入する動きが全国的に見られ、新たな担い手組織として期待されている。

本市においても、将来を見据えた担い手の確保は重要な課題であることから、農業に関心を示す民間企業や福祉事業所等の情報を的確に把握するとともに、本市への参入が円滑に進められる体制づくりに取り組まれたい。

（4）農地利用最適化推進につながるその他の改善

上記の3項目とは別に、農地利用最適化の推進を図るためのその他の改善施策について、農業委員会として次のとおり提言します。

① 害虫（ジャンボタニシ）駆除に対する助成

ジャンボタニシの被害については、当初は市内南部の雲出・高茶屋地区で見られたが、生息域が拡大し市内のほぼ全域で確認されている。

このことから、ジャンボタニシを駆除する薬剤の購入費用の助成を検討していただきたい。

また、関係機関が連携のもと、現場での駆除マニュアルの作成と被害の防止に向けた啓発等に取り組んでいただきたい。

② 地域（地区）農業を守るための交付金の柔軟な活用と手続きの簡素化

地域（地区）の農業を維持していくために、多面的機能支払交付金や中山間地域等支払交付金は、農地の保全や農業用施設の管理や補修など、幅広い

使途に活用できる交付金であり、地域（地区）活動にとって非常に効果的であります。

しかし、事業に取り組む地域（地区）組織の構成員も高齢化しており、申請書類や報告書類、交付金の利用範囲が複雑であるため、その対応に苦慮していると聞いております。

このことから、申請・報告手続きを簡素化し、より柔軟な活用をめざし改善を図るとともに、手続きを支援する応援チームを設置するなど、現在、実施していない地域（地区）でも事業が実施できる環境を整えていただきたい。

